

素案からの主な変更箇所

「基本計画（素案）」から「基本計画（案）」への過程の中で、パブリックコメント等を踏まえて変更した主な点は下記のとおり。

- 素案→案への時点修正【表紙裏、P9】
表紙裏の事業の流れや「3 素案作成に向けた各種取組」という項目名を時点修正
- 執行体制の明確化【P30】
新たな区民センターにおける区民活動支援について、担当所管を明確化。
- 設備名称の修正（区民交流活動機能、美術館機能）【P33、P47】
「可動式間仕切り」という設備名称について、公共建築工事標準仕様書に定義する「移動間仕切り」に変更。
- 業務における区の役割分担（男女平等・共同参画センター機能）【P37】
「情報の収集及び提供、調査研究」の業務において、区の役割に「調査研究」を追加。
- 業務における指定管理者の役割分担（産業振興センター機能）【P41】
「創業・起業への支援」のうち相談業務について再整理し、区の直営（委託含む）とすることとして記載を変更。
- 美術館の取扱いについて【P48】
あらためて整理を行い、一部記載を追加。
- 安全面への配慮に係る記載（体育館機能）【P51】
特に安全面の配慮が必要な種目について、必要な措置を講じるよう追加。
- テニスコートの設置条件の変更（体育館機能）【P51、P52】
多目的な用途かつ目的ごとに容易に切替え可能な設えとする前提で、現状と同様2面整備するよう変更。
- 運営・管理方針（児童館等機能）【P53】
学童保育クラブ及びランランひろばの運営については業務委託となるため、「指定管理者制度」のみの記載であったところ「委託」を追記して正確な表記に変更。
- 業務における指定管理者の役割分担（図書館機能）【P60】
民間事業者のノウハウやアイデアを活かす観点から、指定管理者の役割に「レファレンスサービス」を追加。
- 基本的な考え方（区民センター公園）【P64】
よりよい公園づくりを行う観点から、北側敷地と公園敷地との区域境の整形化、公園施設の建築面積の基準の特例の見直しに向けて検討する旨を追加。

- まちづくりルール（新たな区民センター敷地の取組（区の考え））【P77、P78】
高さの最高限度及び建蔽率最高限度について、「70m・40%」としていたところ、パブリックコメントを経て、民間事業者へのヒアリング等を踏まえながら考え方を整理し、「50m・60%」に変更。
- 事業スキーム【P80、P81】
PFI方式とDBO方式について比較検討を行い、本事業の特性等を考慮し、PFI方式により実施する方向と追記。併せて、Park-PFIを想定しない旨を追記。
- 下目黒小学校及び区民センター児童館学童保育クラブの移転時期【P88】
下目黒小学校及び区民センター児童館学童保育クラブについて、仮校舎となるめぐろ学校サポートセンター施設への移転時期を追記。
- 事業スケジュール【P88】
事業スケジュールについて再整理のうえ更新。

以 上